

危険物施設の廃止に伴う作業等の留意事項

松戸市消防局

1. 廃止時の留意事項

- (1) 廃止タンク内及び配管内の危険物を完全に抜き取る。
- (2) 廃止タンク内を、乳化剤、中和剤等で洗浄後、タンク内に可燃性蒸気が無いことを確認する。

2. 廃止タンク掘り起こし時の留意事項

- (1) 廃止タンクの開口部を閉鎖してから掘削する。
- (2) 廃止タンクの周囲の土に危険物が残存していないか確認する。
- (3) 危険物配管の切断は、原則として火気を使用しない。

3. 廃止タンク解体作業時の留意事項

- (1) 廃止タンクの解体は、解体工場等の安全な場所で行う。
- (2) 解体作業に従事する作業者に対して、貯蔵されていた危険物の性状、作業手順及び安全の確保について周知徹底する。
- (3) 消火器を準備する。
- (4) 解体作業者は、廃止タンクの鏡板の前で作業しない。
- (5) マンホールのある廃止タンクは、マンホールを開放して解体する。また、マンホールのない廃止タンクに十分な開放口を設けることから開始することとし、安全に配慮した方法で行うこと。

4. 危険物である廃油等の運搬・処理時の留意事項

- (1) 引火点が40℃未満の危険物を抜き取る場合は、静電気を除去するために廃止タンク、抜き取りポンプ及び収納容器を設置するとともに、電機機器は防爆構造のものを使用すること。
- (2) 抜き取った危険物を収納容器等に収納する場合、容器に残存している物質と反応する恐れがあることを考慮し、混合を避ける等、安全に留意すること。
- (3) 処理を処理業者に委託する場合には、処理業者にその廃油等の名称、性状及び安全な取り扱い方法に関する情報を提供すること。